

廃棄物・リサイクル部会（平成 30 年 8 月 31 日）における主な意見とその対応

	委員	意見	対応
1	井上委員	・海という資源を活用して観光等を売りにしている県としては、国を待たずに何か対策を取らないといけない。水質や大気の定点観測をしているのに、なぜプラスチックの観測はしないのか。水産関係や観光関係とプロジェクトチームを作り、いろいろな角度から研究や検討をしていただきたい。	【第 4 章第 5 節 2 「良好な水環境の保全」】 ・「(8) 水生生物の生息・生育環境の維持・回復を目指す施策の推進」に「水環境中のマイクロプラスチックへの対応」を新たに項目として設定し、「水環境中のマイクロプラスチックについては、国におけるモニタリング手法の標準化の動向を踏まえ、モニタリングの実施について必要に応じ取り組みます」と記載しました。(63 頁 32～35 行)
2	瀧部会長	・海の県を称するのであれば、環境研究センターなどをフルに活用してそれなりの責任をもって対応策を考えてほしい。	・また、プラスチック資源循環戦略の策定やマイクロプラスチックの実態把握に向けた調査等の国の動向を踏まえ、県の施策を進める上での今後の参考とさせていただきます。
3	杉田委員	・「リサイクルの推進」について、産業廃棄物処理業者等に対するリサイクルの先進的な技術の普及などは大変ありがたいが、逆にリサイクル製品を使っただけの業者が少なく苦勞しているので、リサイクル品を使用する方々の施策なども書いていただきたい。	【第 4 章第 2 節 1 「3Rの推進」】 ・「リサイクルの推進」で「さらに、リサイクル製品の認定制度の導入などにより、リサイクル製品の利用促進を図る」と修正しました。 ・県におけるリサイクル品の率先購入などを含め、具体的な施策を今後検討していきます。(32 頁 7～8 頁)
4	杉田委員	・災害廃棄物に関して、今後 30 年間の間に直下型の地震が何十パーセント以上で起きる可能性があるという中で、県は、まちづくり公社の富津の処分場が 1 か所あるが、災害がおこると処分場が必要になると思う。起きてからでは間に合わないので、県も次の処分場の考え方を計画に盛り込んだ方がよいのではないか。	・産業廃棄物の処理施設については、民間事業者による整備が基本と考えますが、必要な最終処分場を確保するための一つの手法として、産業廃棄物最終処分場の整備における公的関与の可能性について検討します。
5	杉田委員	・私たちの業界も環境学習をどのように取り組んで行くか検討しているところであるが、人材確保も含めて考えていく必要がある。人材育成には時間がかかるため、子供の頃から取り組む必要があると考えており、	・県では、環境基本計画の改定等を踏まえ、千葉県環境学習行動計画の策定を予定しています。県としても人材育成は重要と考えており、協会の取組に協力していきます。

		県に協力を仰ぎながら進めていきたい。また、資金面の支援も検討していただきたい。	
6	瀧部会長	・環境学習は、県独自で完成するものではなく、県以外の組織と連携していかないと出来上がらないと思うので、協働していくという考え方で行動計画も作っていただきたい。	・国の基本方針でも「協働取組」の必要性が明記されておりご指摘の趣旨を踏まえて行動計画を策定していきます。
7	香村委員	・リデュース・リユース（2R）は、非常に重要だが非常に扱いにくい問題である。リサイクルは住民が受け入れ易いが、2Rは住民の暮らし方の変革に立ち入らないといけない。環境問題は足元からの活動が大切だと思うので、千葉県特有の2Rで対処できるような環境問題を洗い出して、2Rを推進していくとよいのではないか。	・本県では、「ちばエコスタイル」と称し、レジ袋の削減や、食べきりの推進などに取り組んでいるところですが、今後、2Rを重点的に推進していく際の参考とさせていただきます。
8	宮脇委員	・「市町村等においては老朽化している処理施設を適切に更新していくことも重要です」と記載しているが、市町村も重要なのはわかっている、更新したくてもできない環境があるのではないか。例えば建て替えをする際に、周辺住民の問題が起きるということもあると思うので、そうした事情を踏まえて記載した方がよいのではないか。	【第4章第2節2「廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止」】 ・「現況と課題」で、「市町村等においては老朽化している処理施設の適切な更新や、広域処理体制の構築に向けた検討が課題となっています。」と修正するとともに、県としても市町村の取組を支援してまいります。(34頁21～22行)
9	宮脇委員	・「広域処理体制の構築に向けた調整を行います」という表現があるが、たぶん市町村もやりたくてもなかなか進んでいないということもあると思うので、そうした状況を「現況と課題」に記載した方がよいのではないか。	

10	宮脇委員	<ul style="list-style-type: none"> 「施設整備に当たり、住民の十分な理解の下、安全性・信頼性を確保させる」という趣旨の記載があるが、基本的に、安全性とか信頼性があるものを作るのが前提であるので、「確保させる」というよりは、「そういう信頼性のある施設を作るためのサポートをします」と記載すべきではないか。 	<p>【第4章第2節2「廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物処理施設の整備」で「廃棄物の処理施設や最終処分場の設置に当たっては、地域住民等の十分な理解の下、周辺の環境保全に十分配慮し、施設の安全性・信頼性を確保するため、市町村に対して技術的な援助を行うとともに、事業者に必要な指導を行います」と修正しました。(35頁14～17行)
11	宮脇委員	<ul style="list-style-type: none"> 県として、広域処理を良いと考えているのか、或いは市町村が希望すればやりましようか、ということなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの相談に対して応じているのが現状ですが、広域処理は地域の実情に合致すれば地球温暖化防止対策の一助になり、廃棄物の再生利用や廃棄物エネルギーの活用等の効果が見込めるため、広域処理を促していきたいと考えています。
12	井上委員	<ul style="list-style-type: none"> 人口が減っていく中で出てくるのが「市民自治」である。行政では対応できなくなってくる時代がくると思う。そういうものが見えてこない感じがする。「市民自治」という言葉は10年後には普通になっていると思う。 	<p>【第5章第2節「各主体に求められる役割」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「3 市町村の役割」において、「地域に根差した住民参加型の施策を積極的に推進すること」を記載しています。(89頁34～35行)
13	井上委員	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量について、町田市や徳島県上勝町、千葉県内でも良い取組があるので、そうした事例をピックアップし、千葉県が市町村に情報発信すべきである。 	<p>【第4章第2節1「3Rの推進」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物の減量化・資源化促進」において、「先進的な自治体の取組について、一般廃棄物処理の事務を担う市町村に対し情報提供を行う」旨を記載しました。(31頁28～30行)
14	井上委員	<ul style="list-style-type: none"> 処理システムは確かに行政がやらなくてはならないが、ごみ分別を握っているのは市民である。市民自治という考え方で、市民がいろいろやっていることを市がサポートしている。それをさらに集括して、県が各地に啓発していくというシステムをとらない限り、バラバラに動いているのが市町村の現状である。 	<ul style="list-style-type: none"> 第10次処理計画の策定の基礎調査として、一般廃棄物の減量化・資源化検討事業を行っており、最終処分量のさらなる削減に向け特徴のあるエリアごとに類型化し、減量化・再資源化の余地や課題を把握することとしています。

15	渡邊委員	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年、オリンピック、パラリンピックが開催され、私共の一宮町にも世界各国から大勢の方が来る。それぞれの国によってマナーやルールも異なるので、いろいろな面で適正な処理を考えていかななくてはならないが、市町村への対応、住民やボランティアへの役割分担等を行政の方から指導して欲しいと考えるが県の考えはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピック開催時の競技会場内におけるごみ処理については、組織委員会が地元自治体の処分ルールに従って、適正処分することになっています。会場周辺等におけるごみ処理については、市町村が担うこととなりますが、県としても関係機関と連携し、適宜情報提供を行うなど、市町村の取組を支援してまいります。
16	瀧部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・再生土について、品質だけでなく利用した際の構造的な問題も記載すべきである。 	<p>【第4章第2節4「再生土への対策の推進」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現況と課題」に「再生土による埋立ては、盛り土の崩落や、周辺の農作物等のに影響を与えた事例も生じています」と記載し、「再生土条例の厳格な執行と監視指導の実施」で「定期検査や立入検査において基準の遵守を指導し、崩落等の防止基準や環境影響の防止基準に反した埋立て等が行われた場合は、条例に基づき措置命令等の行政処分を行うほか、無届や行政処分に従わない事業者に対しては罰則の適用を視野に対応します」と記載しました。(39頁30～33行)